

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和7年2月28日 事業報告及び決算書類等の承認に関する件

令和7年12月25日 収支予算の決定
- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
該当なし
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
該当なし
- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当なし
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし
- (9) その他
特になし

様式3

法人名 医療法人社団きのしたクリニック
 所在地 石川県金沢市田上の里二丁目126番地

※医療法人整理番号 00894

財 産 目 録
 (令和 7年12月31日現在)

1. 資 産 額	43,420 千円
2. 負 債 額	5,655 千円
3. 純 資 産 額	37,764 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	21,656
B 固 定 資 産	21,763
C 資 産 合 計 (A+B)	43,420
D 負 債 合 計	5,655
E 純 資 産 (C-D)	37,764

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団きのしたクリニック

※医療法人整理番号 00394

所在地 石川県金沢市田上の里二丁目126番地

貸借対照表
(令和7年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	21,656	I 流動負債	1,107
II 固定資産	21,763	II 固定負債	4,548
1 有形固定資産	18,464	負債合計	5,655
2 無形固定資産	581	純資産の部	
3 その他の資産	2,717	科目	金額
		I 出資金	6,000
		II 積立金	31,764
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	37,764
資産合計	43,420	負債・純資産合計	43,420

法人名 医療法人社団きのしたクリニック
 所在地 石川県金沢市田上の里二丁目126番地

※医療法人整理番号	0	0	2	9	5
-----------	---	---	---	---	---

損 益 計 算 書
 (自 令和 7年 1月 1日 至 令和 7年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	38,290
2 事業費用	35,876
本来業務事業利益	2,414
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	2,414
II 事業外収益	400
III 事業外費用	25
経常利益	2,789
IV 特別利益	668
V 特別損失	0
税引前当期純利益	3,458
法人税等	71
当期純利益	3,387

法人名 医療法人社団きのしたクリニック
 所在地 石川県金沢市田上の里二丁目126番地

※医療法人整理番号 〇〇〇〇〇〇〇

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の内容	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団きのしたクリニック
理 事 長 木 下 賀 雄 殿

私は、医療法人社団きのしたクリニックの令和7年会計年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年2月21日
医療法人社団きのしたクリニック
監事 石田 勲